

平成30年度 補正予算
災害時にも再生可能エネルギーを
供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金
(再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業)

公 募 要 領

2019年3月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」、及びSIIが定める「災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金交付規程(以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料、(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
 - ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
 - ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
 - ※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。
- ⑤ 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ ⑤の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIは、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を講じるとともに、当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。
- ⑧ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

目 次

1. 事業概要		4～14
1-1 事業の目的		4
1-2 事業名称		4
1-3 事業規模		4
1-4 補助対象となる事業		4～5
1-5 補助対象事業者		5
1-6 補助対象設備		6
1-7 補助対象経費		7
1-8 申請単位		8
1-9 補助率		8
1-10 補助金上限額		8
1-11 補助事業期間		8
1-12 公募期間		9
補足① 共同申請について		10
補足② 非常時に活用可能な蓄電システム技術要件例		11
補足③ 補助対象範囲の例		12
補足④ 利益等排除について		13
補足⑤ 中小企業の定義について		14
2. 事業の実施		16～20
2-1 事業全体のスケジュール		16
2-2 交付の申請について		17
2-3 審査及び交付の決定について		17
2-4 採択結果の公表について		17
2-5 採択事業者への連絡について		17
2-6 補助事業の開始について		18
2-7 補助事業の計画変更について		18
2-8 中間検査		18
2-9 補助事業の完了について		18
2-10 実績報告及び額の確定について		19
2-11 補助金の支払いについて		19
2-12 取得財産等の管理等について		19
2-13 活用状況等の報告について		19
2-14 罰則・加算金等について		20
2-15 暴力団排除について		20
2-16 個人情報の取扱について		20
3. 審査		22
3-1 審査方法		22
3-2 審査項目		22
4. 申請方法		24～27
4-1 提出期限		24
4-2 申請の流れ		24
4-3 提出書類一覧		25～26
4-4 提出先		27
5. 交付規程(抜粋)		29～31

1.事業概要

1.事業概要

1-1 事業の目的

2018年9月6日に発生した最大震度7の北海道胆振東部地震では、大規模停電により系統全体の周波数が低下し、多くの太陽光や風力発電は火力発電による調整余力が戻るまで再稼働できず、調整力の確保状況と並行して段階的に系統へ接続が行われた。一方で、蓄電池を併設した太陽光や風力発電については、蓄電池の調整力が利用できたため、比較的早期に接続が行われ、電力供給に貢献された。

本事業では、災害時にも蓄電池の即時応答性及び調整力としての有効性が確認されたことを踏まえ、再生可能エネルギー発電設備への蓄電池の導入を支援することで、災害時における再生可能エネルギーの供給力を確保するとともに、優れたエネルギーシステムの構築を図ることを目的とする。

1-2 事業名称

平成30年度災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金
(再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業)

1-3 事業規模

約20億円

1-4 補助対象となる事業

日本国内において、災害等により一般送配電事業者(※1)の所持する送配電ネットワーク(以下「系統」という。)からの電力供給力の大幅な低下、その他非常な変動が生じ、又はその恐れがある際(以下、「非常時」という。)に、一般送配電事業者の要請に応じ系統側からの電力供給継続に活用される目的で、一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気の系統連系契約を行おうとする再生可能エネルギー発電設備(以下、「再エネ発電設備」という。)が設置される施設に蓄電システムを新規に導入する事業であり、下記①～③の要件を全て満たす事業を補助対象事業(以下、「補助事業」という。)とする。

- ① 再エネ発電設備の発電出力(太陽光モジュール等の再エネ発電設備の合計出力と電力変換装置の出力のいずれか小さい方。以下「再エネ発電出力」という。)が1,000kW(1MW)以上であること。
- ② 非常時において一般送配電事業者の接続要請又は給電要請があった際に、蓄電システムを活用し、再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための事業であり、交付審査により、非常時に供給力として稼働を行うことに関して一般送配電事業者を確認されるもの(※2)であること。
- ③ 原則、再エネ発電設備からの電力供給が2020年2月28日までに開始する見込みである事業であること。
なお、2020年2月28日までに供給開始できない見込みの場合、SIIで個別に審査を行う。

※1 北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力パワーグリッド(株)、中部電力(株)、北陸電力(株)、関西電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)、九州電力(株)、沖縄電力(株)の10事業者が該当。

※2 申請者が交付申請時にSIIへ提出する書類に記載された情報のうち、確認に必要な情報を、国又はSIIより当該地域の一般送配電事業者へ提供し、確認された事業のことをいう。

1.事業概要

※留意点※

非常時における一般送配電事業者から接続要請又は給電要請は、系統の需給状況を踏まえ必要に応じて行われるものであり、補助事業を実施した再エネ発電設備の優先接続等を担保するものではないことに留意すること。

1-5 補助対象事業者

下記①～⑦の要件を全て満たす事業者を補助対象事業者(以下、「補助事業者」という。)とする。

- ① 日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。
- ② 本補助事業により導入する補助対象設備の所有者であること。
※ リース等により補助対象設備を導入する場合は、リース事業者と設備の使用者が共同で申請を行うこと。
またその場合においてリース事業者は1申請に1社とする。
⇒詳細はP. 10「補足① 共同申請について」を参照のこと。
- ③ 本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
※ 特別目的会社(SPC)の場合は、主たる出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出が必要。
- ④ 補助事業で定める一般送配電事業者の確認等のため、交付申請等の際に提出する情報を、国及び当該地域の一般送配電事業者を提供することに同意できる者であること。
- ⑤ 本補助事業により取得した補助対象設備を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、非常時に一般送配電事業者の要請に応じ効果的活用を図る者であること。
※ 非常時に一般送配電事業者から接続要請又は給電要請があった際に、補助事業者の責に帰すべき事由により、補助対象設備を効果的に活用できなかった場合、支払済みの補助金が返還となる場合がある。
- ⑥ 本補助事業により導入した設備の使用状況等(特に非常時に稼働した再エネ発電設備の発電量及び蓄電システムの活用実績)についての報告を求めた際、適切に応ずる者であること。
- ⑦ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は受け付けない。

1.事業概要

1-6 補助対象設備

下記①～④の要件を全て満たす蓄電システムを補助対象設備とする。

- ① 本補助事業の実施のために新規で導入される蓄電システムであること。
- ② 当該地域の一般送配電事業者の系統連系協議において協議済みの蓄電システムであること。
但し、出力変動緩和対策の技術要件については、当該地域の一般送配電事業者の求めに従うこと。
⇒P. 11「補足② 非常時に活用可能な蓄電システム技術要件例」も合わせて参照のこと。
- ③ 蓄電システム設備費の購入・製造価格が、目標価格以下であること。
目標価格:補助対象設備の定格出力1kWあたり22万円
- ④ 消防法等の各種法令等に準拠した設備であること。
本補助事業において補助対象となる蓄電システムは、非常時に活用される目的で導入される設備であるため、地震及び台風等による災害時にも破損等による使用不能な事態とならないよう、最大限の対策をもって導入される設備であること。

【参考】

一般社団法人日本電気協会発行 電力貯蔵用電池規程 第4版 JEAC5006-2014

※ 再エネ発電設備は補助対象外とする。

※ 中古品は補助対象外とする。

1.事業概要

1-7 補助対象経費

補助対象経費は、以下の通りとする。

⇒P. 12「補足③ 補助対象範囲の例」も合わせて参照のこと。

区分	内容	備考
設備費	本補助事業の実施に必要な蓄電システムの購入、製造等に要する必要最低限の経費	蓄電システムを構成する以下の設備費等 ① 蓄電池部(リチウムイオン、鉛、レドックスフロー、NAS等) ② 電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等) ③ 蓄電システム制御装置(BMU等) ④ 計測・表示装置 ⑤ キュービクル、コンテナ ※ 建屋は補助対象外とする ※ 既設設備の改造に係る経費は補助対象外とする
工事費	本補助事業の実施に必要な工事に要する必要最低限の経費	■ 機械装置、電気制御装置などこれらに附帯する 設備設置に係る費用。 ■ 機械基礎については、必要最低限の工事のみを補助対象とする。 ■ 土地造成、整地及びフェンス工事は補助対象外とするが、法令で定められている必要不可欠な工事は補助対象とする。

※ 補助対象経費の留意点

- ・再エネ発電設備に係る費用は補助対象外とする。
- ・消費税は補助対象外とする。
- ・金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。但し、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができる。
- ・自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。
⇒詳細はP. 13「補足④ 利益等排除について」を参照のこと。
- ・補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等(補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。)を含めないこと(但し、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く)。

1.事業概要

1-8 申請単位

- 1申請あたりの申請単位：原則、再エネ発電設備の、一般送配電事業者との系統連系契約(申込)毎。
- ※ 同一敷地内であっても、系統連系を複数申し込み、それぞれに蓄電システムを導入する場合、申請を分けること。
 - ※ 1つの蓄電システム設備群に、系統連系契約が異なる複数の再エネ発電設備からの電気を集約し非常に活用する事業の場合は、1申請として提出すること。

1-9 補助率

補助率は、以下いずれかとする。

- ・中小企業：補助対象経費の1/2以内
- ・上記以外の企業：補助対象経費の1/3以内

※ 地方公共団体は、中小企業に含む。

※ 複数の者の共同実施事業の場合、再生可能エネルギー発電設備の受給契約の主体となる事業者を基準とする。

※ 中小企業の定義は、中小企業基本法第2条に準じる。

⇒詳細はP. 14「補足⑤ 中小企業の定義について」を参照のこと。

1-10 補助金上限額

補助上限額は、以下の通りとする。

- ・1申請あたりの補助上限額：3億円

1-11 補助事業期間

補助事業の開始日と完了日については、以下の通りとする。

- ・補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日(交付決定日)以降とする。

※ 補助対象経費に係る発注は、交付決定日以降に実施すること。

※ 原則として3者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。3者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

- ・補助事業完了日

補助事業の完了日は、下記①～④を全て完了させた日とする。

- ① 一般送配電事業者との系統連系に係る契約の締結完了。
- ② 補助対象設備の設置工事完了。
- ③ 補助対象設備の試運転の完了(検収完了)。
- ④ 補助対象経費の全額支出完了。

1.事業概要

1－12 公募期間

公募期間：2019年3月15日(金)～2019年9月30日(月) 17:00 必着

交付決定：交付申請から約1ヶ月後(審査状況や不備等により前後するため、あくまで目安の期間となる)

SIIは、上記公募期間の間に交付の申請があったものに対し先着順に随時審査を行い、要件等を満たすことを確認後、交付決定通知書を補助事業者に送付する。

なお、交付申請の補助申請金額の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても交付申請の受付を終了する。予算状況はSIIのホームページを参照のこと。

補足① 共同申請について

補助対象設備の所有権者と、その設備の使用者が異なる場合 (リース等を利用する場合)

- リースを利用する場合は、所有権者であるリース事業者等と、補助対象設備の使用者との共同申請を行うこと。
- リース事業者等は、P. 5【1－5 補助対象事業者】の要件を満たす者であること。
- リース事業者等は1申請につき1社とする。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- 同一事業において、補助対象経費に自己購入とリースの併用がないこと。
- 補助対象となる設備は、処分制限期間(法定耐用年数)の間使用すること。
なお、処分制限期間内に財産処分を行う時は、事前にSIIの承認を受けること。
※ 詳細はP. 19【2－12 取得財産等の管理等について】を参照のこと。

補足② 非常時に活用可能な蓄電システム技術要件例

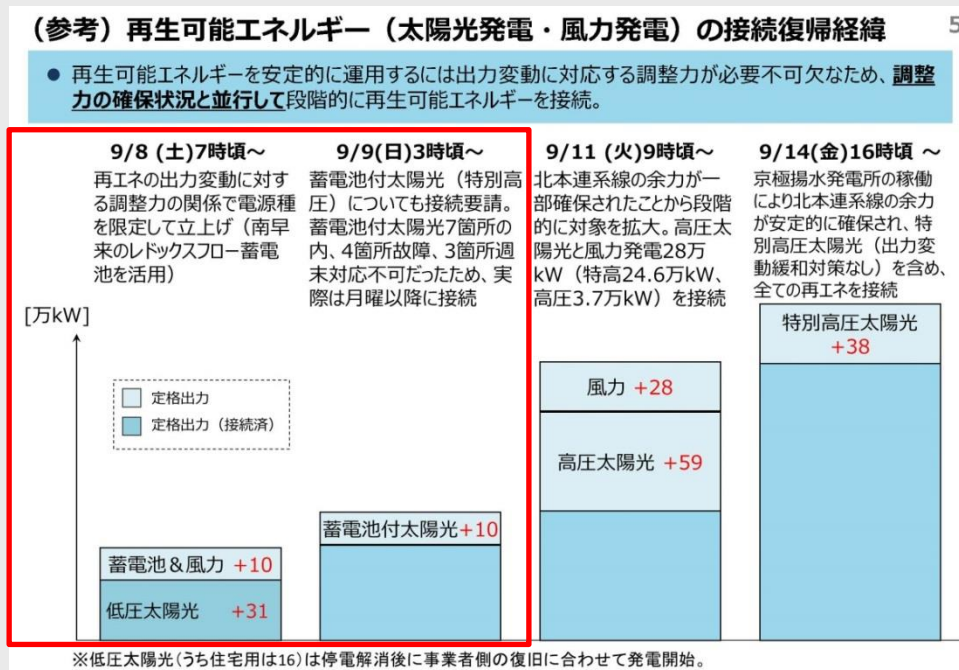
非常時の際、再生可能エネルギー、とりわけ太陽光発電設備や風力発電設備は出力変動が大きいいため、一般送配電事業者所有の火力発電等による調整余力が戻るまで調整力として活用することが難しい。一方、蓄電システムを併設し出力変動の緩和を行える場合、調整力として活用することが可能となる。

【参考】

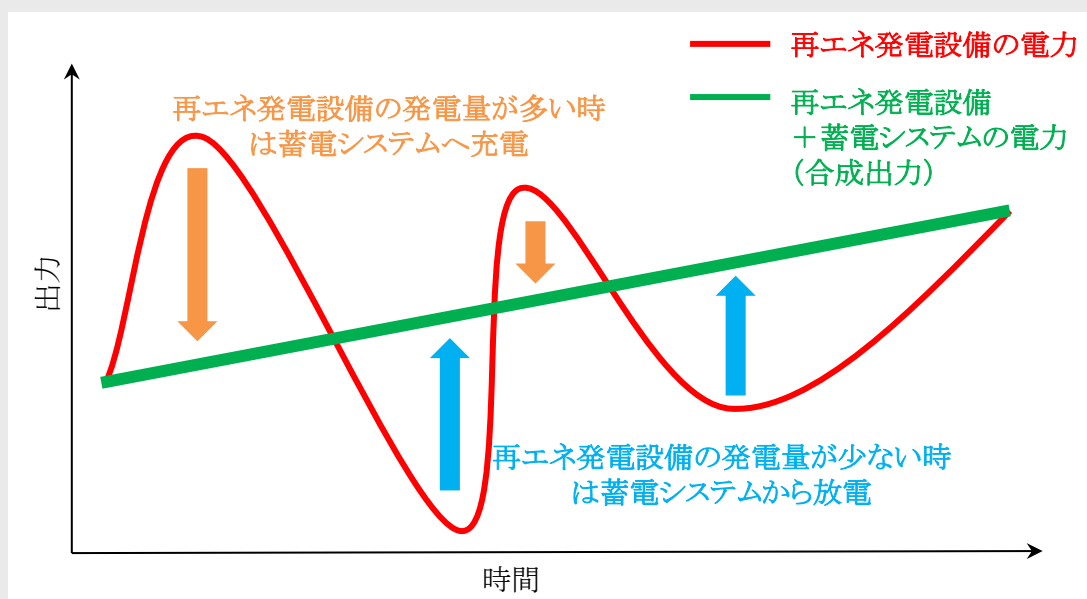
出典:資源エネルギー庁「再生可能エネルギーの自立に向けた取組の加速化について」

http://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/009_01_00.pdf

平成30年北海道胆振東部地震における再エネ発電設備の接続復帰経緯



【出力変動緩和対策のイメージ】



【その他参考資料】

出典:北海道電力㈱ 太陽光発電設備の出力変動緩和対策に関する技術要件

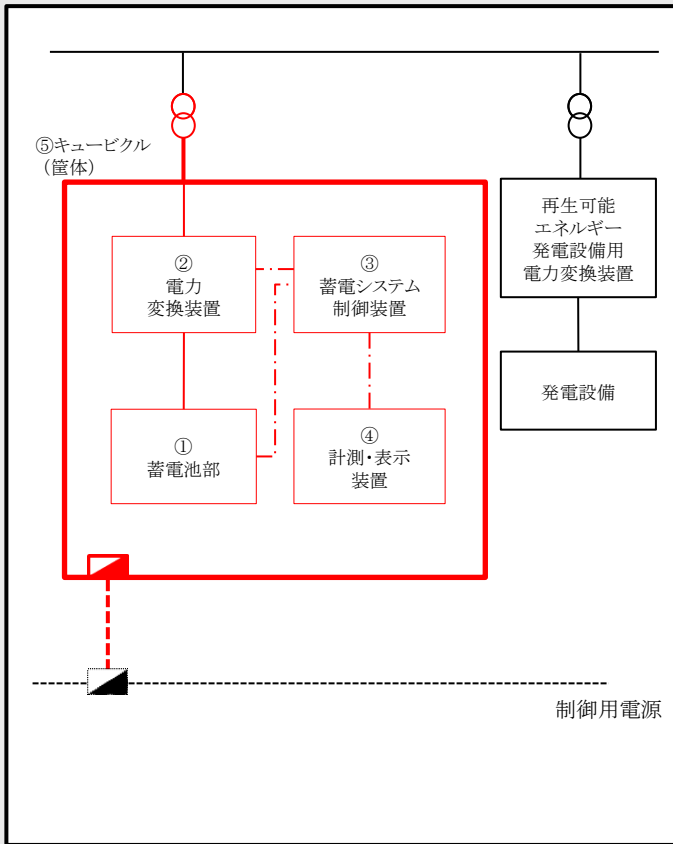
https://www.hepco.co.jp/hepcowwwsite/energy/recyclable_energy/fixedprice_purchase/pdf/solar_power_pv_tec.pdf

1.事業概要

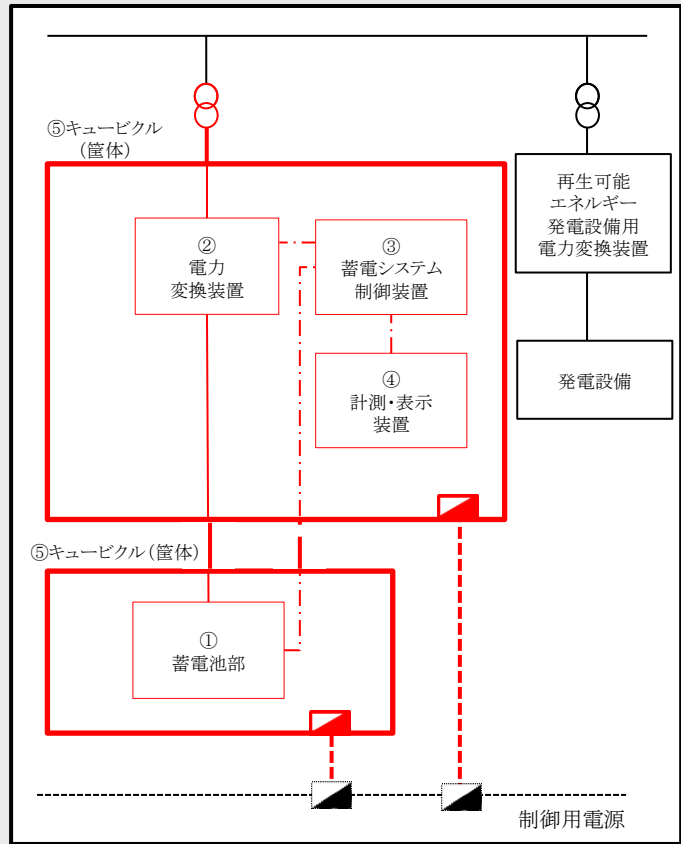
赤字：補助対象
黒字：補助対象外

補足③ 補助対象範囲の例

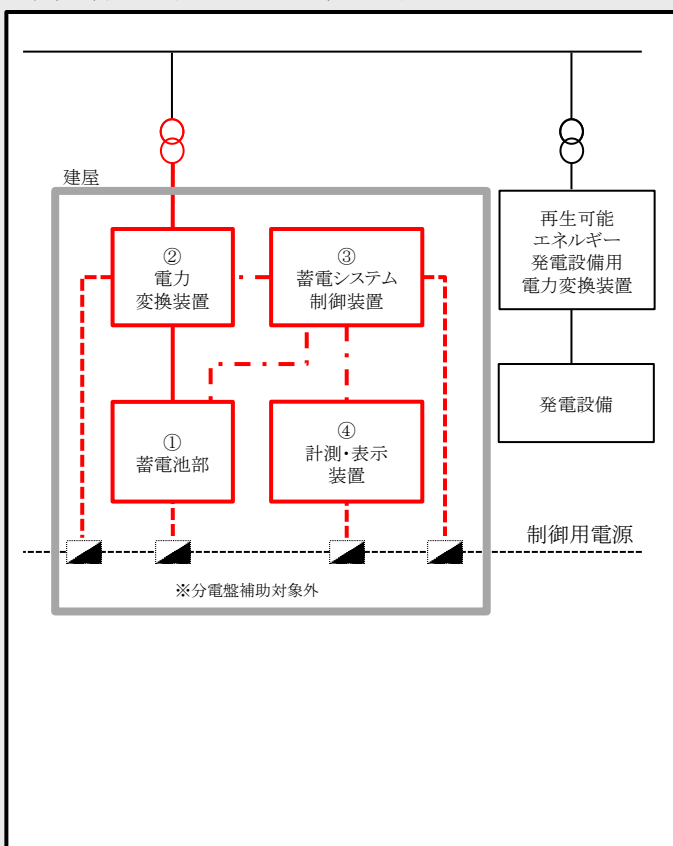
●全ての装置・蓄電池部を同じキュービクル(筐体)に収納する場合



●装置・蓄電池部を別のキュービクル(筐体)に収納する場合



●装置・蓄電池部を建屋内に設置する場合



補足④ 利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上すること。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

1.事業概要

補足⑤ 中小企業の定義について

中小企業基本法第二条に準じ、下記の通り中小企業者を定義する。

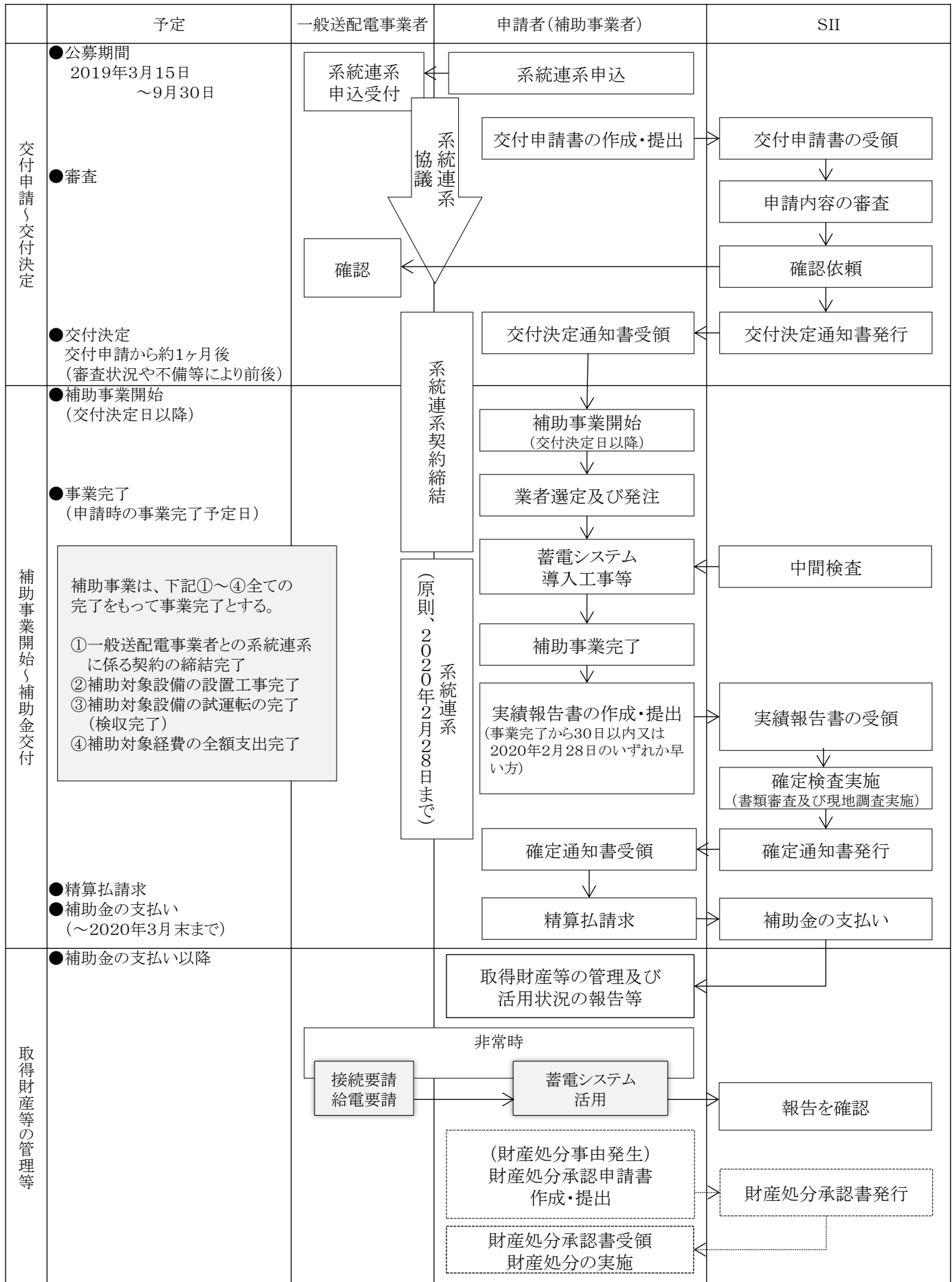
業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
① 製造業、建設業、運輸業、その他 (ゴム製品製造業を除く)	3億円以下	300人以下
・ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業 (以下を除く)	5千万円以下	100人以下
・ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
・旅館業 (旅館業法 昭和23年法律第138号に規定する旅館業)	5千万円以下	200人以下
⑤ 以下の組合(構成員の2/3以上が中小企業である場合に限る) ・事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合 (中小企業等協同組合法 昭和24年法律第181号に規定する組合) ・協業組合、商工組合、商工組合連合会 (中小企業団体の組織に関する法律 昭和32年法律第185号に規定する中小企業団体) ・商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (商店街振興組合法 昭和37年法律第141号に規定する組合)		

- ※ 資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。
- ※ 業種は日本標準産業分類(第13回改訂)に基づく。
- ※ 「⑤」以外の業種については、資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。
- ※ 複数の業種がある場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。
売上高が同じ場合には、「各事業の従業員数」から判断する。
但し、「製造小売」は「小売業」に該当する。
- ※ 「⑤」の組合には、LLP(有限責任事業組合)、市街地再開発組合、生活協同組合、農業協同組合等は含まれない。
- ※ 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれない。

2.事業の実施

2.事業の実施

2-1 事業全体のスケジュール



2.事業の実施

2-2 交付の申請について

申請者は、申請書類一式を正本1冊及び副本1冊作成の上、正本をSIIに提出し、副本は申請者にて保管しておくこと(作成の流れは、P. 24【4-2 申請の流れ】を参照)。

なお、審査にあたって別途資料の提出を依頼することがある。また、代理・代行申請は受け付けない。必ず申請者自身で申請を行うこと。

※ 申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更等があった場合、変更内容についてSIIに報告し、指示に従うこと(SIIへの連絡先は、P. 27を参照)。

2-3 審査及び交付の決定について

SIIは補助金交付申請書に記載された事業内容等について、申請者に対しヒアリングを行い、交付要件等の審査を行った後、採択者を決定する。

SIIは、交付規程に従って交付決定通知書により採択された補助事業者に通知する。

(SIIからの連絡は、全て実施計画書記載の「担当者連絡先1」に行う。)

※ SIIは審査の際、一般送配電事業者の確認のため、国又はSIIが必要な情報を当該一般送配電事業者に提供を行う。なお、情報の提供については交付申請書の提出をもって同意したものとする。

※ 交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額では無い。

補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において補助金額を確定する。

※ 送付された交付決定通知書は、補助事業者自身で保管し、紛失等が無いよう細心の注意を払うこと。

なお、交付決定通知書の再発行は行わない。「交付申請書 副本」に綴じ、いつでも閲覧ができるようにすること。

2-4 採択結果の公表について

SIIは、補助金の交付決定後に、採択件数及び採択された事業に関する情報(補助事業者名、補助事業の名称、実施場所(都道府県、市区町村)、再エネ発電出力及び蓄電システム定格出力、事業概要等)をSIIホームページで公表する。

なお、交付決定等に関する情報は、法人インフォメーションにおいてオープンデータとして原則公表される。

※ 「法人インフォメーション」Webサイト:<http://hojin-info.go.jp>

2-5 採択事業者への連絡について

SIIは、交付決定日以降の事業実施方法及び実績報告提出方法について、採択された補助事業者に対し別途書類を送付し、指示を行う。

2.事業の実施

2-6 補助事業の開始について

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた日以降に発注・契約を行うこと。

なお、原則として3者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。3者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

※ 3者見積・競争入札を行う場合、以下の点に留意すること。

- ・ 見積仕様書(見積図面)を作成し、書面による見積依頼(見積り依頼する仕様を明確にすること)を行うこと。
- ・ 3者見積・競争入札は、競争関係が成立する依頼先にて行うこと。
- ・ 見積仕様書において、機種指定・発注先指定等を行わないこと。
- ・ 3者見積・競争入札を行うことについて、稟議書や役員会議議事録等をもって内部で承認されたことがわかるようにすること。
- ・ 3者見積を行う場合、見積依頼先の選定の承認に関して、稟議書・役員会議議事録等の書類に工事名称・3者見積の依頼先等を明記すること。
- ・ 競争入札を行う場合、当該補助事業者の規程に基づいて実施すること。

補助対象外部分の工事等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにすること(補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがある)。

2-7 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、SIIが軽微と判断するものを除いて、原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受ける必要がある(SIIの承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある)。

なお、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、SIIの承認を受ける必要はない。

※ 何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認めない。

2-8 中間検査

SIIは、事業期間中に必要に応じて中間検査(現地調査を含む)を行うことがある。補助事業者はSIIの指示に従い、対応すること。

2-9 補助事業の完了について

補助事業は、一般送配電事業者との系統連系に係る契約の締結完了に加え、補助対象設備の設置工事完了、補助対象設備の試運転完了(検収完了)、補助対象経費の全額支出完了をもって事業の完了とする。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月までに現金払い(金融機関による振込)で行うこと。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めない。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

2.事業の実施

2-10 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内又は2020年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書をSIIに提出すること。

SIIは、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類の審査及び必要に応じて現地調査(確定検査)を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。なお、確定検査を行うにあたり、補助事業者が用意する書類は交付決定後に別途伝えるものとする。

また、自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除すること。(詳細はP. 13【補足④ 利益等排除について】を参照。)

2-11 補助金の支払いについて

補助事業者は、SIIの確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることとする。

2-12 取得財産等の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等(取得財産等)について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守については、その実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要がある。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分(補助金の交付の目的(補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとする時は、あらかじめSIIの承認を受ける必要がある。

※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。

2-13 活用状況等の報告について

補助事業者は、補助事業により設置した蓄電システム及び再エネ発電設備に係る非常時の活用状況等の報告を行わなければならない。報告先は国とSIIのいずれか、又はその両方とし、報告内容・報告時期等について別途連絡を行うものとする。

※提出された情報は、事前告知を行わず、国又はSIIから公表される場合があることに同意すること。

2.事業の実施

2-14 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられる場合があることに留意すること。

- 交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金や延滞金の納付。
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ること。
- 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

2-15 暴力団排除について

(1) 暴力団排除に関する下記①～④に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。

(2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記①～④のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けない。

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消しなどの措置が執られることになる。

(4) 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出すること。

2-16 個人情報の取扱について

当該事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理等に利用する他、国又はSIIが主催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等の連絡等にて利用する場合がある。

3. 审查

3.審査

3-1 審査方法

SIIは補助金交付申請書に記載された事業内容等について申請者にヒアリングを行い、学識有識者による外部審査委員会を経て定められた審査基準に基づき、交付要件等の審査を行った後、随時採択者を決定する。

3-2 審査項目

以下の項目を確認し、ひとつでも要件を満たさない場合は不採択となる。

- ・ 補助事業者及び補助事業の内容が「再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業 審査項目表」に記載する要件を満たしていること。
- ・ 申請者が事業を行うための事業基盤(直近3期分の財務状況を勘案)を有していること。

再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業 審査項目表

審査項目	小項目	評価基準
1. 補助事業	(1) 補助事業の要件	公募要領等の要件に該当する事業であること
	(2) 非常時の対応内容	非常時において一般送配電事業者の接続要請又は給電要請に従うことについて、一般送配電事業者が確認できる事業であること
2. 補助事業者	(3) 補助事業者の要件	公募要領等の要件に該当する申請者であること
3. 補助対象設備	(4) 補助対象設備の要件	補助対象設備の仕様が公募要領等の要件を満たしていること
4. 補助対象経費	(5) 価格の妥当性	補助対象経費の価格が妥当であり、補助対象外経費が含まれていないこと
	(6) 資金計画	補助対象経費について、資金調達計画に無理がないこと
5. 補助事業計画	(7) 事業実施の前提となる事項、及び実施上問題となる事項	一般送配電事業者との系統連系に係る協議やその他事項について、補助事業を実施するにあたり問題がないこと
	(8) 設備の保守管理計画	補助対象設備の保守管理が適切であり、非常時に効果的活用を行う見込みであること
	(9) 事業実施体制	各社及び各担当の役割が明確かつ適切であり、また請負会社の選定方法が適切であること
	(10) スケジュール	事業スケジュールは物理的に無理がなく、補助事業期間内に終了すること

※ 採択しない事例

- ・ 事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない又は見込みが示されていない場合
- ・ 設備導入のための資金計画に妥当性が認められない場合
- ・ 事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合
(例: 基本設計や容量計算がされていない等)
- ・ 一般送配電事業者との個別協議の進捗及び締結内容に問題があると見込まれる場合
- ・ 補助対象設備を含めた再エネ発電設備を他社に売却する見込みがある場合
- ・ その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合
- ・ 導入設備の性能が実証されていない場合(技術が開発段階又は実証試験中の場合等)
- ・ 非常時における想定体制等が不明確な場合

4.申請方法

4.申請方法

4-1 提出期限

書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式(P. 25～26【4-3 提出書類一覧】を参照。)を以下の受付期間中に到着するよう郵送すること。

また、申請書類(Excel書式・図面等)の電子データを記録したCD-R等のメディアもあわせて提出すること。

《受付期間》 2019年3月15日(金)～2019年9月30日(月) 17:00 必着

※ 申請書類は、配送事故に備え、配送状況が確認できる手段で郵送すること(直接、持ち込みは不可)。

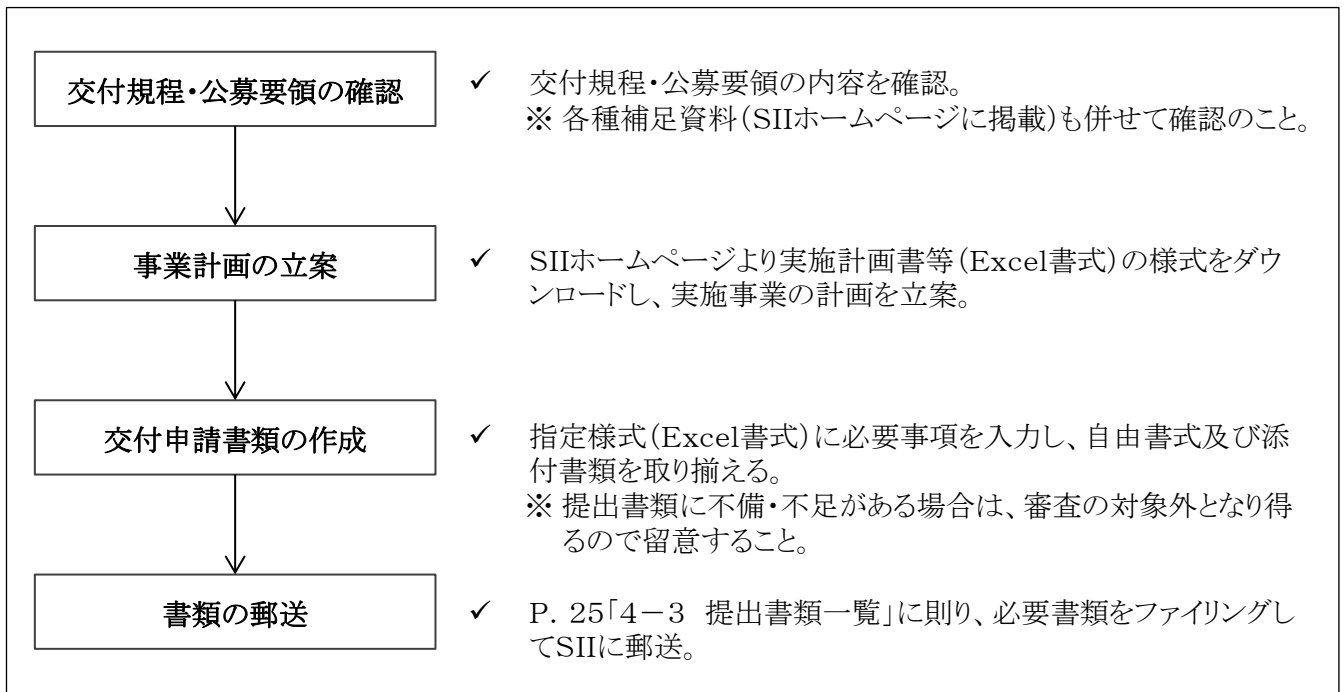
※ 郵送宛先には当団体の略称「SII」は使用しないこと。

※ 申請書類は返却しない為、必ず副本を手元に控えておくこと。

4-2 申請の流れ

交付申請書類は、申請書類(Excel書式)及び自由書式を使って作成する。

申請の流れは以下手順を参照のこと。



4.申請方法

4-3 提出書類一覧

○:提出必須 △:必要な場合のみ

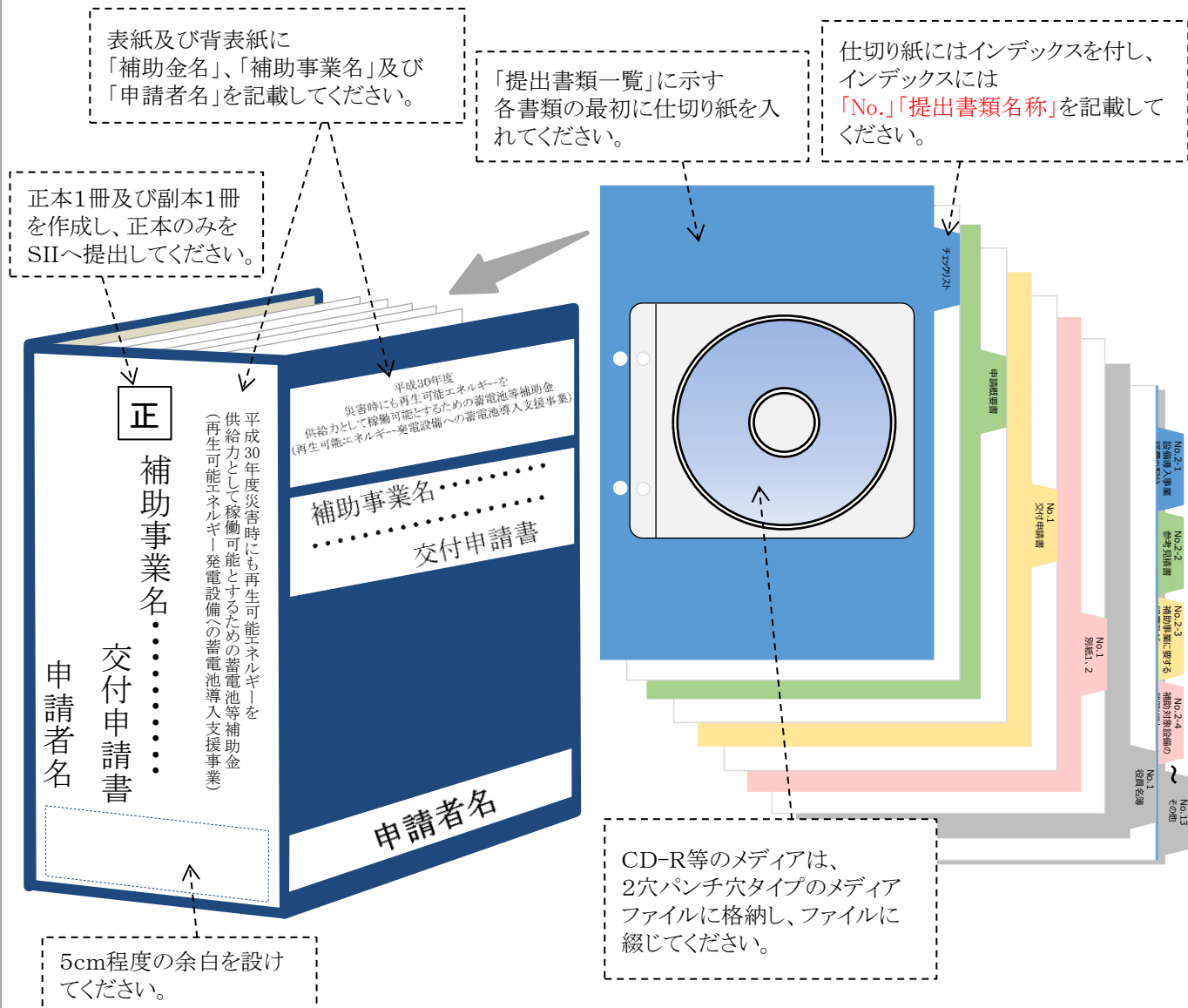
	No.	提出書類名	指定書式 有無	提出 有無	原本 提出	備考
交付申請書	—	チェックリスト	○	○		
	—	申請概要書	○	○		
	1	補助金交付申請書(様式第1)	○	○	○	
		補助事業に要する経費、補助対象経費 及び補助金の配分額(別紙1)	○	○		
		補助事業に要する経費の配分四半期別発生予定額(別紙2)	○	○		
		役員名簿(別紙3)	○	○		
実施計画書	2-1	設備導入事業経費の配分	○	○		
	2-2	参考見積書		○		
	2-3	補助事業に要する経費、及びその調達方法	○	○		
	2-4	補助対象設備の機器リスト	○	○		
	2-5	再生可能エネルギー発電設備及び蓄電システムの詳細資料	○	○		
	2-6	蓄電システム仕様書等詳細資料		○		
	2-7	機器配置図		○		
	2-8	単線結線図		○		
	2-9	事業実施に関連する事項	○	○		
	2-10	事業実施体制	○	○		
	2-11	事業実施予定スケジュール	○	○		
	2-12	工事に係る工程表		○		
添付資料	3	会社・団体概要(パンフレット等)		○		
	4	財務諸表(貸借対照表 及び 損益計算書)の写し		○		
	5	登記簿(履歴事項全部証明書)の写し		○		直近3期分を提出すること
	6	非常時の活用における誓約書	○	○	○	
	7	電力会社との契約書(案)又は個別協議状況を証明する書類		○		
	8	補助対象設備の設置許可を証明する書類		○		
	9	固定価格買取制度における認定通知書の写し		△		事業計画認定を受けている場合のみ
	10	金融機関から確実に融資されていることが判る書類		△		金融機関から融資を受ける場合のみ
	11	主たる出資者等による補助事業の履行に係る確約書		△	○	特別目的会社が申請する場合のみ
	12	リース契約書及びリース計算書の写し		△		リース等を利用する場合のみ
	13	その他		△		必要に応じて提出すること

4. 申請方法

【ファイル作成時の注意事項】

- 申請書類はA4ファイル(2穴、パイプ式ファイル)に綴じること。
- 表紙及び背表紙に「補助金名」、「補助事業名」及び「申請者名」を記載すること。
- ファイルは、中身の書類に応じた厚さであること。 ※ 紙製の薄いファイルは使用不可。
- 全ての書類は穴を開け、直接ファイリングすること。(クリアフォルダには入れない。)
- 書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかからないようにすること。 ※ 袋とじは不可。
- Excel書式(SII指定書式)については、A4サイズ(片面印刷)にて出力すること。
- 書類は、ホチキス止めを行わないこと。
- 「提出書類一覧」に示す各書類の最初には、「No.」及び「提出書類名称」を記載したインデックス付の仕切り紙を挿入すること。(申請書類自体にはインデックスをつけない。)
- 申請書類(Excel等)の電子データを記録したCD-R等のメディアを提出すること。
※ 下の図のような2穴パンチ穴タイプのメディアファイルに格納し、ファイルに綴じ込むこと。
- 正本1冊及び副本1冊を作成し、正本をSIIへ提出すること。

※ 副本は、正本の写しにて作成し、必ず申請者が保管すること。



4.申請方法

4-4 提出先

＜書類提出先＞

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第三グループ

再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業 交付申請書在中

※ 上記をカラーコピーして、宛先として使用することも可。

※ 郵送時は、必ず赤字で「再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業 交付申請書在中」と記入のこと。

＜お問い合わせ先＞

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第三グループ

再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業 担当

TEL:03-3544-6120

<https://sii.or.jp/>

電話受付時間 平日の10:00～12:00、13:00～17:00

※ 通話料がかかりますので、ご注意ください。

5.交付規程(抜粋)

5.交付規程(抜粋)

災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金
交付規程
制 定 2019年2月15日 S I I - H 1 - R - 20190215
(目的)
第1条 この規程は、災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金交付要綱(20190111財資第1号。以下「要綱」という。)第22条第1項の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という。)が行う災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金(以下「補助金」という。)の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。
(適用範囲)
第2条 S I Iが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び要綱並びにその他の法令に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。
(交付の対象)
第3条 S I Iは、再生可能エネルギー発電設備への蓄電池の設置を行う事業、及び地域マイクログリッドの構築等を行う事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I Iが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
2 補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。
(補助率)
第4条 補助事業に係る補助率は、別表2のとおりとする。
(交付の申請)
第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書にS I Iが定める書類を添付して、S I Iが別に定める時期までに提出しなければならない。
(交付の決定)
第6条 S I Iは、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。 この場合において、S I Iは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。
2 S I Iは、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
3 S I Iは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。
(交付の条件)
第7条 S I Iは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。 (1) 補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。 (2) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I Iに報告すべきこと。 (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第9条に従うべきこと。 (4) 補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。

- (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第12条の規定に基づき速やかにS I Iに報告し、その指示を受けるべきこと。
- (6) 補助事業者は、S I Iが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、S I Iの指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、S I Iが第16条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、S I Iが第18条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (9) 補助事業者は、S I Iが第18条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還するとともに、第18条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第18条第6項において準用する第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (10) 補助事業者は、S I Iが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。
- (12) 補助事業者は、第21条第3項及び第22条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I Iの請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。
- (13) 補助事業者は、補助事業終了後、S I Iの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。
- (14) 別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書をS I Iに提出しなければならない。

(契約等)

- 第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、S I Iに届け出なければならない。
 - 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
 - 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、S I Iの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 5 S I Iは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はS I Iから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

5.交付規程(抜粋)

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。
- (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 SIIは、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 SIIは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をSIIの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 SIIが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がSIIに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、SIIは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がSIIに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) SIIは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又これへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) SIIは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、SIIが行う弁済の効力は、SIIが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第5による補助事業事故報告書をSIIに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第13条 補助事業者は、SIIが特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業実施状況報告書をSIIが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又はSIIが定めた日のいずれ

か早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書をSIIに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業がSIIの会計年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月10日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書をSIIに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめSIIの承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第15条 SIIは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第16条 SIIは、第14条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 SIIは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 SIIは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 延滞金に関する事項
- (3) 納期日

- 5 SIIは、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。
- 6 SIIは、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

- 第17条 SIIは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による補助金精算(概算)払請求書をSIIに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 SIIは、第10条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくSIIの処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合。

2 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 SIIは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

5.交付規程(抜粋)

- 4 S I I は、第 1 項の規定による取消をした場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 S I I は、前項の返還を請求する場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第 1 6 条第 4 項から第 6 項までの規定は、第 4 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第 1 6 条第 5 項中「様式第 1 0 」とあるのは、「様式第 1 2 」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第 1 9 条 S I I は、補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 S I I は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 2 0 条 S I I は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第 2 項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

- 第 2 1 条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 1 3 による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第 1 4 による取得財産等明細表を第 1 4 条第 1 項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 S I I は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を S I I に納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

- 第 2 2 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 5 0 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定められた期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 1 5 による補助事業財産処分承認申請書を S I I に提出して承認を受けなければならない。
- 4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理等)

- 第 2 3 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後 5 年間、S I I の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 2 4 条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

- 第 2 5 条 S I I は、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及び S I I が業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。
- 2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、S I I が別にこれを定める。

附則

この規程は、2 0 1 9 年 2 月 1 5 日から実施する。

(別表 1)

補助対象経費の区分

補助事業名		区 分	内 容
再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業		設備費	再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造等に要する経費
		工事費	再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業の実施に必要な工事に要する経費
地域マイクログリッド構築支援事業	地域マイクログリッド構築事業	設計費	地域マイクログリッド構築事業の実施に必要な機械装置等の設計に要する経費
		設備費	地域マイクログリッド構築事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造等に要する経費
		工事費	地域マイクログリッド構築事業の実施に必要な工事に要する経費
	マスタープラン作成事業	人件費	マスタープラン作成事業に必要な研究・調査・設計・企画・調整等を行う職員に係る経費 (営業経費、代行申請に係る経費は除く)
		諸経費	マスタープラン作成事業に必要な直接経費

※消費税及び地方消費税は補助対象外

(別表 2)

補助率

補助事業名		補 助 率
再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業		中小企業等：補助対象経費の合計額の 1 ／ 2 以内 その他：補助対象経費の合計額の 1 ／ 3 以内
地域マイクログリッド構築支援事業	地域マイクログリッド構築事業	補助対象経費の合計額の 2 ／ 3 以内
	マスタープラン作成事業	補助対象経費の合計額の 3 ／ 4 以内

————— 公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡 —————

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第三グループ
再生可能エネルギー発電設備への蓄電池導入支援事業 担当

TEL:03-3544-6120

<https://sii.or.jp/>

受付時間は平日の10:00～12:00、13:00～17:00です。
通話料がかかりますのでご注意ください。